

○首都大学東京学則

(平成 17 年度法人規則第 48 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日)

改正 平成 17 年 9 月 8 日 17 法人規則第 177 号 平成 18 年 3 月 31 日 17 法人規則第 190 号
平成 18 年 12 月 26 日 18 法人規則第 23 号 平成 19 年 3 月 30 日 18 法人規則第 64 号
平成 19 年 6 月 29 日 19 法人規則第 1 号 平成 20 年 2 月 25 日 19 法人規則第 16 号
平成 20 年 3 月 31 日 19 法人規則第 70 号 平成 20 年 6 月 3 日 20 法人規則第 17 号
平成 21 年 3 月 31 日 20 法人規則第 64 号 平成 21 年 4 月 30 日 21 法人規則第 4 号
平成 21 年 9 月 28 日 21 法人規則第 12 号 平成 22 年 3 月 31 日 21 法人規則第 38 号
平成 23 年 1 月 11 日 22 法人規則第 23 号 平成 23 年 3 月 31 日 22 法人規則第 59 号
平成 24 年 2 月 29 日 23 法人規則第 12 号 平成 24 年 3 月 23 日 23 法人規則第 37 号
平成 24 年 3 月 30 日 23 法人規則第 42 号 平成 25 年 2 月 26 日 24 法人規則第 13 号
平成 26 年 3 月 31 日 25 法人規則第 15 号 平成 27 年 3 月 26 日 26 法人規則第 29 号
平成 28 年 3 月 15 日 27 法人規則第 37 号 一年一月一日法人規則第一号

第 1 章 総則

第 1 節 目的及び使命

(目的及び使命)

第 1 条 首都大学東京(以下「本学」という。)は、東京都における学術の中心として、東京圏の教育機関及び研究機関等と連携して、大都市における人間社会の理想像を追求することを使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、大都市の現実に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、もって都民の生活と文化の向上及び発展に寄与することを目的とする。

第 2 節 自己点検、評価等

(自己点検、評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第 1 項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(教育研究活動等の状況の公表)

第 3 条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公開するものとする。

第 3 節 学部等の組織構成

(学部、学科及び学生定員)

第 4 条 本学に次の学部及び学科を置く。

人文社会学部

人間社会学科
人文学科
法学部
法学科
経済経営学部
経済経営学科
理学部
数理学科
物理学科
化学科
生命科学科
都市環境学部
地理環境学科
都市基盤環境学科
建築学科
環境応用化学科
観光科学科
都市政策科学科
システムデザイン学部
情報科学科
電子情報システム工学科
機械システム工学科
航空宇宙システム工学科
インダストリアルアート学科
健康福祉学部
看護学科
理学療法学科
作業療法学科
放射線学科

2 前項に規定する学部及び学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

3 第1項に規定する学科に、別表第2のとおりコースを置く。

(専攻科)

第4条の2 本学に助産学専攻科を置く。

2 助産学専攻科の入学定員は10人とする。

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(センター及び附属施設)

第6条 本学に次のセンターを置く。

- (1) 大学教育センター
- (2) 国際センター
- (3) オープンユニバーシティ
- (4) 学術情報基盤センター
- (5) 総合研究推進機構

2 本学に必要な附属施設を置く。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 職員組織等

(職員)

第7条 本学に、学長、副学長、学部長、研究科長、センター長、機構長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

第5節 教育研究審議会等

(教育研究審議会)

第8条 本学に教育研究審議会を置き、公立大学法人首都大学東京定款第20条の定めによる者をもって構成する。

2 学長は、教育研究審議会を招集し、その議長となる。

3 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (2) 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (4) 教育課程の改善に関する調査研究に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 第2条に定める自己点検及び評価に関する事項
- (8) 中期目標について知事に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
- (9) その他大学の教育研究に関する重要な事項

4 教育研究審議会は前項第4号の事項を実施するため、必要な組織を設けることができる。

5 前各項に定めるもののほか、教育研究審議会に関する必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第9条 学部及び研究科に教授会を置く。

- 2 センター等教育研究上の重要な組織に、教授会を置くことができる。教授会を置く組織については、学長が指定する。
- 3 学部長、研究科長又は前項の規定により学長が指定する組織の長は、教授会を招集し、その議長となる。
- 4 教授会は、当該組織の教授をもって構成する。なお、教授会には准教授その他の職員を加えることができる。
- 5 教授会は、教育研究審議会の議を経て定められる基本方針に基づき、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関すること及び学位の授与に関する事項
 - (2) 教育課程の編成に関する事項
 - (3) 第2条に定める自己点検及び評価に関する事項のうち、当該組織に係る事項
 - (4) 授業の内容及び方法の改善を図るために当該組織において実施する組織的な研修及び研究に関する事項
 - (5) その他教育研究に関する重要な事項
- 6 前各項に定めるもののほか、教授会に関する必要な事項は、別に定める。
(代議員会)

第10条 教授会に代議員会を置くことができる。

- 2 前条第5項各号のうち、教授会が定める事項については、代議員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。
- 3 代議員会を置く組織の長は、代議員会を招集し、その議長となる。
- 4 代議員会の構成等必要な事項は、別に定める。
(学内委員会)

第11条 本学の運営に関する連絡調整、企画調査等にあたるため、学内委員会を置くことができる。

- 2 学内委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は次のとおりとする。ただし、オープンユニバーシティについては、別に定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 開学記念日
- (4) 夏季休業
- (5) 冬季休業
- (6) 春季休業

2 前項第4号から第6号までについては、年度の初めに学長が定める。

3 必要がある場合は、学長は、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

4 学長は、特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により、教授会で特に認められた場合は、前項に定める在学年限を超えて在学することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条 前条の規定にかかわらず、学生が、在学年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第3節 入学、再入学、編入学等

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、入学の時期を後期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第 2 条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条第 2 項の規定により大学に入学したものであって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者
(入学志願の手続)

第 20 条 入学志願者は、本学所定の入学願書に入学考査料を添えて、提出しなければならない。

2 志願の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第 21 条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 22 条 前条の選考に合格した者は、本学所定の書類に入学料を添えて、指定の日までに提出しなければならない。ただし、第 61 条の規定により入学料の徴収の猶予、減額又は免除を申請したときは、入学料を添えることを要しないものとする。

2 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第 23 条 第 21 条の選考に合格した者は、指定された期間内に保証人を学長に届け出なければならない。

2 保証人は、父母又は成人の親族等で独立の生計を営む者でなければならない。

3 学生は、保証人を変更したとき又は保証人の住所の異動等があったときは、直ちに届け出なければならない。

(編入学等)

第 24 条 本学への学士入学、編入学又は転入学を志願する者がある場合は、原則として欠員のあるとき、選考の上、相当年次への入学を許可することがある。

2 学士入学、編入学及び転入学について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第 25 条 本学の退学者又は除籍者が再入学を申請したときは、選考の上、相当年次への再入学を許可することがある。

2 再入学について必要な事項は、別に定める。

第 4 節 休学、転学、留学及び退学等

(休学)

第 26 条 疾病その他の理由により、引き続き 6 月以上修学することができない者は、学長に休学を申請してその許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 27 条 休学は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年の範囲内で、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情により、教授会で特に認められた場合は、前項に定める休学期間を超えて休学することができる。

4 休学期間は修業年限により在学すべき年数に算入しない。ただし、3 月以内に復学した場合は、教授会の判断によりこの規定を適用しないことがある。

5 第 16 条第 1 項における学生の在学期間には、休学期間を算入するものとする。

(復学)

第 28 条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由がなくなったときは、学長に復学を申請してその許可を得て復学することができる。

(留学)

第 29 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、教育上有益であると認められるときは、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限により在学すべき期間に含めることができる。

(転学)

第 30 条 他の大学へ入学又は転入学しようとする者は、学長に申請してその許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第 31 条 学生から転学部又は転学科の申請があったときは、学長が許可することができる。

2 転学部又は転学科の手續等必要な事項については、別に定める。

(退学)

第 32 条 退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に申請してその許可を受けなければならない。

2 学長は、次の各号の一に該当する者については、教授会の議を経て、退学を命ずる。

- (1) 第 16 条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 27 条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

3 前項第 3 号について必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第 33 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 死亡した者
- (3) 第 61 条の規定により入学料の減額又は免除を申請した者のうち、入学料を減額する旨又は減額若しくは免除しない旨の決定を受けた者及び同条の規定により徴収の猶予を受けた者で、納めるべき入学料を所定の期日までに納めない者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第 5 節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 34 条 教育課程は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を本学自ら開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵（かん）養することを基礎として、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するよう配慮する。

3 教育課程の編成については、常に点検及び評価を行い、その改善に努めるとともに、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目の区分)

第 35 条 授業科目は、次のとおり区分する。

- (1) 基礎科目群
- (2) 教養科目群
- (3) 基盤科目群
- (4) 専門教育科目群
- (5) 国際交流科目群

2 専門教育科目群の区分は、各学部の履修に関する規則(以下「学部規則」という。)及び首都大学東京副専攻規則(平成 17 年度法人規則第 55 号。以下「副専攻規則」という。)の定めるところによる。

3 国際交流科目群の授業科目は、第 67 条の 2 に定める交換留学生が履修する。

(授業の方法及び履修)

第 36 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 学生が外国の大学等に留学することによって、留学の前日まで履修していた授業科目を引き続き履修することができなくなった場合において、留学期間終了後に当該授業科目を引き続き履修することを申請したときは、継続して履修させることができる。

5 履修科目の登録方法、履修方法その他授業に関し必要な事項は、別に定める。

(科目名及び単位数等)

第 37 条 基礎科目群、教養科目群及び基盤科目群並びに国際交流科目群の授業科目名及び単位数は、別表第 3 のとおりとする。

2 専門教育科目群の授業科目名及び単位数は、学部規則及び副専攻規則に定める。

3 前 2 項に定めるもののほか、教授会の議を経て、授業科目を開設することができる。

(単位の計算方法)

第 38 条 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義、演習及び講義・演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮してそれぞれ定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、学部規則で単位数を定める。

(単位の授与)

第 39 条 授業科目を履修した学生に対し、判定の上、所定の単位を与えるものとする。

2 前項の判定の方法など、単位の授与に関して必要な事項については、別に定める。

(学修の評価)

第 40 条 学修の評価は、5 段階評定とし、上位 4 段階までを合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 40 条の 2 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 41 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める場合は、学部規則で定めるものとする。

2 学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に前項に基づき学部規則で定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 42 条 学生は、他の学部及び学科の授業科目を別に定めるところにより履修することができる。

2 学生は、全学の授業科目の中から指定された特定分野の授業科目を副専攻科目として、別に定めるところにより履修することができる。

(他大学等の授業科目の履修等)

第 43 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 44 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 29 条に基づき文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 45 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。)において履修した授業科目

について修得した単位(大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、別に定めるところにより、本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第43条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(修業年限の通算)

第46条 学長は、大学設置基準第31条に規定する科目等履修生として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、2年を超えない範囲内とする。

(学部規則)

第47条 本学則に定めるもののほか、履修コースの選択、授業科目の履修及び卒業要件に関する事項については、学部規則に定めるところによる。

第6節 卒業及び学位並びに教育職員免許状の資格の取得等

(卒業及び学位の授与)

第48条 本学に4年以上在学し、学部規則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書及び学位記を授与する。
- 3 学長は、卒業を認定した者のうち、第42条第2項に定める副専攻の課程を修了したと認められる者に対しては、修了証書を授与する。

(早期卒業)

第49条 学部規則の定めるところにより、本学に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣が定める者を含む。)が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条第1項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学長がその卒業を認め、学士の学位を授与することができる。

- 2 本学に、学士入学者又は他の大学から転入学若しくは編入学した学生に係る前項の卒業の必要在学年数については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第68条の5の定めるところによる。
- 3 前条第2項の規定は、前2項の場合にこれを準用する。

(学士の学位)

第50条 前2条において授与する学位については、別に定める。

(教育職員免許状の資格の取得)

第51条 教育職員の免許状の取得資格を得ようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に基づき所定の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状取得資格の種類及び教科は、別表第4のとおりとする。

第7節 賞罰

(表彰)

第52条 学長は、本学の学生であつて、品行学業とも優秀で他の模範となる者を表彰することができる。

2 表彰の手續については、別に定める。

(懲戒)

第53条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為をしたときは、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当するものには退学を命ずることがある。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為をした者

4 懲戒の手續については、別に定める。

第2章の2 助産学専攻科

(修業年限)

第53条の2 助産学専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第53条の3 助産学専攻科の学生は2年を超えて在学することができない。

(入学資格)

第53条の4 助産学専攻科に入学することができる者は、看護師国家試験に合格している者で、次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教

育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(休学期間)

第53条の5 休学は、1年以内とする。

2 休学期間は修業年限により在学すべき年数に算入しない。

3 第53条の3における学生の在学年限には、休学期間を算入するものとする。

(専攻科規則)

第53条の6 助産学専攻科の授業科目の区分、授業科目名及び単位数、履修方法並びに修了要件等に関し必要な事項は、助産学専攻科の履修に関する規則(以下「専攻科規則」という。)に定める。

(修了)

第53条の7 助産学専攻科に1年以上在学し、専攻科規則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、健康福祉学部教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(準用規定)

第53条の8 助産学専攻科の学年、学期及び休業日、入学、休学、転学及び退学等、授業の方法、単位の計算方法及び学修の評価等並びに賞罰等については、第12条から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条、第28条、第30条、第32条、第33条、第34条第1項及び第3項、第36条第1項及び第5項、第38条第1項、第39条から第40条の2、第52条並びに第53条の規定を準用する。この場合において、第32条第2項、第33条及び第53条第1項中「教授会」とあるのは「健康福祉学部の教授会」と、第34条第1項中「学部及び学科」とあるのは「助産学専攻科」と読み替えるものとする。

第3章 授業料その他の費用

第54条 本学の授業料、入学料、入学考査料等については、別に定める。

(授業料の納付)

第55条 授業料は、次の区分で納付しなければならない。

(1) 前期分 4月中 年額の2分の1に相当する額

(2) 後期分 10月中 年額の2分の1に相当する額

(休学の場合の授業料)

第 56 条 休学期間中の授業料は免除する。ただし、前期又は後期の途中において休学又は復学する場合は、休学又は復学した日の属する期分の授業料を納付しなければならない。

第 57 条 削除

(退学及び停学の場合の授業料)

第 58 条 退学を許可され、又は命じられた者及び除籍された者は、その日の属する期分の授業料は納付しなければならない。

2 停学を命じられた者は、停学期間の属する期分の授業料は納付しなければならない。
(授業料等の不還付)

第 59 条 一度納付した授業料、入学料、入学考査料等は還付しない。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(授業料の減免等)

第 60 条 成績が特に優れている者、授業料の納付が極めて困難な者又は特段の事情があると認められる者に対しては、申請により審査の上、授業料の分納の許可、徴収の猶予、減額又は免除(以下「授業料の減免等」という。)をすることができる。

2 授業料の減免等を申請した者については、減免等の決定があるまでは、授業料の徴収を猶予する。

3 授業料の減免等に必要な事項は、別に定める。

(入学料の減免等)

第 61 条 入学料の納付が極めて困難な者に対しては、申請により審査の上、入学料の徴収の猶予、減額又は免除(以下「入学料の減免等」という。)をすることができる。

2 入学料の減免等を申請した者については、減免等の決定があるまでは、入学料の徴収を猶予する。

3 入学料の減免等に必要な事項は、別に定める。

第 4 章 科目等履修生、研究生、研修員等

(科目等履修生)

第 62 条 本学において、一又は複数の授業科目を履修し当該授業科目に関する単位の授与を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第 39 条の規定を準用する。

(研究生)

第 63 条 本学において、特定の専門事項について、研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(研修員)

第 64 条 本学において、学校その他の機関から派遣されて、本学教員の指導を受けて特定の事項について研究に従事することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研修員として受け入れることができる。

(聴講生)

第 65 条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、聴講生として許可することができる。

(特別科目等履修生)

第 66 条 他の大学の学生で、本学において、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、特別科目等履修生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 67 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(交換留学生)

第 67 条の 2 外国の大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修しようとする者又は本学大学院において特定事項の研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協定又は協議に基づき、交換留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定する交換留学生のうち、特定の授業科目を履修する者は特別科目等履修生として、大学院において特定の研究指導を受ける者は特別研究学生として取り扱う。

(その他)

第 68 条 この章に定めるほか、科目等履修生、研究生、研修員、聴講生、特別科目等履修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 名誉学長、名誉教授、客員教授及び客員研究員

(名誉学長)

第 68 条の 2 本学は、本学の学長として退職した者であって、学長として、教育上、学術上又は大学運営上顕著な功績があった者に対し、名誉学長の称号を授与することができる。

2 名誉学長の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第 69 条 本学は、本学に学長、副学長、学部長又は教授として勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授及び客員研究員)

第 70 条 本学に客員教授を置くことができる。

2 本学に客員研究員を置くことができる。

3 客員教授及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 受託研究等

(受託研究等)

第71条 本学の学術研究に資するとともに、研究成果を社会に還元していくため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 本学における研究の奨励を目的として寄附の申込みがあったときは、教育研究奨励寄附金として受け入れることができる。

3 受託研究、共同研究及び教育研究奨励寄附金に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座等)

第72条 本学に寄附講座及び寄附研究部門を開設することができる。

2 寄附講座及び寄附研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 生涯教育等

(生涯教育等)

第73条 本学は、都民に開かれた大学を目指して、社会人等の教養を高め、都民文化の向上に資するため、公開講座や特定分野の社会人を対象とするリカレント教育等の生涯教育及びその他事業(以下「生涯教育等」という。)を実施して、教育研究成果を広く都民に還元する。

2 生涯教育等に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 国際交流

(国際交流等)

第74条 本学においては、世界の大学等との国際交流に努めるものとする。

2 国際交流については、別に定める。

3 国際交流会館については、別に定める。

第9章 学生寮及び厚生保健施設

(学生寮等)

第75条 本学に学生寮及び必要な厚生保健施設を置く。

2 学生寮及び厚生保健施設に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第76条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成23年4月1日に東京都立大学、東京都立科学技術大学及び東京都立保健科学大学から本学に転学した学生は、転学前の大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を本学において行うものとし、当該学生に係る教育課程、履修方法、卒業要件、在

学期間の上限及び休学期間の取扱い等については、この規則の規定にかかわらず、平成23年3月31日に適用されていた転学前の大学の学則、学部規則及び履修規則(以下「旧学則等」という。)の例によるものとする。

- 3 前項の規定により旧学則等の例によることとされる場合において、当該学生の在学期間及び休学期間は、転学前の大学及び転学後の本学における当該期間を通算するものとする。
- 4 東京都立大学第2部から転学した学生の修業年限及び在学期間については、転学後も旧学則等の例によるものとする。

附 則(平成17年9月8日17法人規則第177号)

この規則は、平成17年9月8日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月31日17法人規則第190号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月26日18法人規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日18法人規則第64号)

この規則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の「別表3」の「2 共通基礎教養科目群」の「(1) 共通教養科目(全学共通)」の「※日本事情」の規定及び「(2) 理工系共通基礎科目(全学共通)」の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年6月29日19法人規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月25日19法人規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日19法人規則第70号)

この規則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の「別表第3」の「1 都市教養科目群」の「(2) 都市教養プログラム」の「生活の心理学A」、「生活の心理学B」、「自然と社会と文化」、「自然・文化ツーリズム入門」、「自然ツーリズム学の見方・考え方」、「文化ツーリズム学の見方・考え方」及び「ツーリズム産業論」の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成20年6月3日20法人規則第17号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日現在において在学し、同年 4 月 1 日以降引き続き在学する者のコース名称については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日 20 法人規則第 64 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 30 日 21 法人規則第 4 号)

この規則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 28 日 21 法人規則第 12 号)

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日 21 法人規則第 38 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 1 月 11 日 22 法人規則第 23 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日 22 法人規則第 59 号)

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表第 3 「1 都市教養科目群(1) 基礎教育科目」の「医療英語 a」、「医療英語 b」及び改正後の別表第 4 「都市教養学部、都市教養学科、都市政策コース」の規定は、平成 22 年 4 月 1 日の入学生から適用する。

附 則(平成 24 年 2 月 29 日 23 法人規則第 12 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日 23 法人規則第 37 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日 23 法人規則第 42 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 26 日 24 法人規則第 13 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 平成 25 年 3 月 31 日現在において在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者(以下「平成 24 年度までの在学学生」という。)に係る授業科目及び単位数は、改正後の第 35 条及び第 37 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合、都市教養科目群及び共通基礎教養科目群の授業科目名及び単位数は、附則別表のとおりとする。

(首都大学東京都市教養プログラムに関する規則の廃止)

- 首都大学東京都市教養プログラムに関する規則(平成 17 年度法人規則第 135 号)は、廃止する。

(首都大学東京都市教養プログラムに関する規則の廃止に伴う経過措置)

- 附則第 2 項に基づき平成 24 年度までの在学学生が都市教養プログラムを履修する場合において必要な事項は、別に定める。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日 25 法人規則第 15 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日 26 法人規則第 29 号)

- この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 27 年 3 月 31 日現在において在学し、同年 4 月 1 日以降引き続き在学する者のコース名称については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日 27 法人規則第 37 号)

(施行期日)

- この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 平成 28 年 3 月 31 日現在において在学し、同年 4 月 1 日以降も引き続き在学する者に係る別表第 3 「4 国際交流科目群」の授業科目及び単位数は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(一年一月一日法人規則第一号)

- この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する
- 平成 30 年 3 月 31 日現在において在学し、同年 4 月 1 日以降引き続き在学する者のコース名称については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成 30 年 3 月 31 日現在において在学し、同年 4 月 1 日以降引き続き在学する者にかかる授業科目及び単位数は、改正後の別表第 3 に掲げる授業科目名及び単位数に、それぞれの授業科目の区分に応じ附則別表 2 に掲げる授業科目及び単位数を加えたものとする。

附則別表

1 都市教養科目群

(1) 基礎教育科目

授業科目名	単位数
(第一群言語科目)	
実践英語 Ia	1
実践英語 Ib	1
実践英語 Ic	1
実践英語 Id	1
実践英語 IIa	1
実践英語 IIb	1
実践英語 IIc	1
実践英語 IId	1
医療英語 a	1
医療英語 b	1
(情報科目)	
情報リテラシー実践 I	2
情報リテラシー実践 IA	2
情報リテラシー実践 IB	2
情報リテラシー実践 IIA	2
情報リテラシー実践 IIB	2
情報リテラシー実践 IIC	2
(基礎ゼミナール)	
基礎ゼミナール	2

(2) 都市教養プログラム

授業科目名	単位数
都市社会学	2
社会調査法	2
社会意識と社会構造	2
文化人類学 B	2
文化人類学 A	2
アジア・アフリカ社会論	2
イスラームの社会	2
生活と福祉	2
社会と福祉	2
生活の心理学	2

江戸・東京と江戸城・皇居	2
「教育問題」を読み直す	2
心理学方法論	2
心理学の基礎	2
学校と労働社会	2
人間らしく働くこと・働く者の権利・権利を守ること	2
自然と文明の哲学	2
環境と生命の倫理	2
心の哲学	2
科学哲学	2
技術と倫理	2
日本語と社会と文化	2
日本の歴史と社会・文化	2
アジアの歴史と社会・文化	2
西洋の歴史と社会・文化	2
都市の歴史	2
表象文化論基礎 A	2
表象文化論基礎 B	2
ことばの科学	2
日本語と日本文学 A	2
日本語と日本文学 B	2
アジアの言語と文化 A	2
アジアの言語と文化 B	2
文明と歴史	2
イギリスの文化	2
アメリカの文化	2
ドイツ語圏の文化	2
フランス語圏の文化	2
人間・文化・社会	2
法学入門	2
都市と環境	2
情報社会と法	2
民法入門	2
刑法入門	2
都庁の仕組みと仕事	2
官庁の仕組みと仕事	2

政治理論入門	2	大気と水の循環を学ぶ	2
現代政治入門	2	都市空間の人文地理	2
会計制度と社会	2	地域環境の人文地理	2
サービス・マーケティング	2	地球環境の変遷と考古学	2
経済史・思想入門	2	自然と共生する文明	2
社会と経営	2	自然災害と社会	2
日本の産業と企業	2	環境を支える土木技術	2
投資の科学	2	都市創造と再生技術	2
都市政策入門	2	環境と建築	2
集合と論理的思考	2	建築文化論	2
数学の歴史	2	都市空間と人間	2
現代的教養のための確率統計	2	都市問題の歴史的文脈	2
計算の理論	2	先端材料化学入門	2
エントロピーの科学	2	先端生命化学入門	2
現代物理学の考え方	2	エネルギー化学入門	2
素粒子から宇宙	2	環境調和化学入門	2
都市の生活環境と化学物質	2	自然・文化ツーリズム入門	2
化学物質と社会	2	自然ツーリズム学の見方・考え方	2
宇宙地球物質の化学	2	文化ツーリズム学の見方・考え方	2
分子の形と対称性	2	ツーリズム産業論	2
生命を支える化学物質	2	ロボットと社会	2
現代社会・化学の役割	2	メカトロニクス入門	2
細胞の世界	2	現代社会における通信	2
ゲノム科学	2	都市生活を支える情報ネットワーク技術	2
神経生物学	2	航空機力学とペーパープレーン	2
バイオテクノロジー	2	宇宙からみた地球環境	2
進化生物学	2	経営工学入門	2
生態と環境	2	情報社会システム論	2
動物の生態と多様性	2	人間の起源と健康	2
植物の多様性と進化	2	リハビリテーション概論	2
生命論	2	保健医療概論	2
人間生物学	2	医療統計学	2
自然と社会と文化	2	人間発達学	2
身の周りの電気	2	移動の人間工学	2
電気エネルギーと環境	2	医療と情報	2
ものづくりのテクノロジー	2		
大地の成り立ちを探る	2		

ロシア語 II	1
スペイン語 I	2
スペイン語 II	1
イタリア語 I	2
イタリア語 II	1
アラビア語 I	2
アラビア語 II	1
ギリシャ語 I	2
ラテン語 I	2
(保健体育科目)	
身体運動学	2
身体運動演習	2
※スポーツ実習	1
(総合ゼミナール)	
総合ゼミナール	2
(人文社会関係)	
※日本事情	2
(特定社会活動)	
特定社会活動	6

(注) 授業科目名の※印は内容の異なる場合は重ねて履修することができるものを示す。

(2) 理工系共通基礎科目(全学共通)

授業科目名	単位数
(数理科学関係)	
微分積分 I	2
線形代数 I	2
微分積分 II	2
線形代数 II	2
集合と論理	2
微分積分 III	2
線形代数 III	2
解析入門 I	2
解析入門 II	2
確率統計	2
離散数学入門	2
応用数理情報概論 I	2

基礎微分積分 A	2
基礎微分積分 B	2
基礎線形代数 A	2
基礎線形代数 B	2
数学演習 I	2
数学演習 II	2
(物理学関係)	
教養基礎物理 I	2
教養基礎物理 II	2
初等物理 I	2
初等物理 II	2
専門基礎物理 I	2
専門基礎物理 II	2
物理学概説 I	2
物理学概説 II	2
物理通論 I	2
物理通論 II	2
物理学実験第一	2
(化学関係)	
化学概説 I	2
化学概説 II	2
一般化学 I	2
一般化学 II	2
化学実験	2
(生命科学関係)	
一般生物学 I	2
一般生物学 II	2
生物学実験入門 1	1
生物学実験入門 2	1
生物学概説 IA	2
生物学概説 IIA	2
(電気電子工学関係)	
工学系電磁気学	2
工学系電気回路	2
工学系電子回路	2
基礎物性工学	2
電気数学	2

数値計算法 (機械工学関係)	2	工業の力学B	2
材料の力学第一B	2	材料の力学第二B	2
		機械の力学B	2

別表第1(第4条関係)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人文社会学部	人間社会学科	110	—	440
	人文学科	90	—	360
	(学部小計)	200	—	800
法学部	法学科	200	—	800
経済経営学部	経済経営学科	200	—	800
理学部	数理学科	45	—	180
	物理学科	47	—	188
	化学科	48	—	192
	生命科学科	60	—	240
	(学部小計)	200	—	800
都市環境学部	地理環境学科	30	—	120
	都市基盤環境学科	50	—	200
	建築学科	50	—	200
	環境応用化学科	60	—	240
	観光科学科	30	—	120
	都市政策科学科	35	—	140
	(学部小計)	255	—	1,020
システムデザイン学部	情報科学科	50	—	200
	電子情報システム工学科	85	—	340
	機械システム工学科	90	—	360
	航空宇宙システム工学科	45	—	180
	インダストリアルアート工学科	50	—	200
	(学部小計)	320	—	1,280
健康福祉学部	看護学科	80	—	320
	理学療法学科	35	—	140
	作業療法学科	40	—	160
	放射線学科	40	—	160
	(学部小計)	195	—	780
合計		1,570	—	6,296

別表第2(第4条関係)

学部	学科	コース
人文社会学部	人間社会学科	
	人文学科	
法学部	法学科	法律学コース 政治学コース
経済経営学部	経済経営学科	経済学コース 経営学コース
理学部	数理科学科	
	物理学科	
	化学科	
	生命科学科	
都市環境学部	地理環境学科	
	都市基盤環境学科	
	建築学科	
	環境応用化学科	
	観光科学科	
	都市政策科学科	
システムデザイン学部	情報科学科	
	電子情報システム工学科	情報システムコース 電気通信システムコース
	機械システム工学科	知能機械コース 生体機械コース
	航空宇宙システム工学科	
	インダストリアルアート学科	
健康福祉学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科 放射線学科	

別表第3(第37条関係)

1 基礎科目群

(1) 基礎ゼミナール

授業科目名	単位数
基礎ゼミナール	2

(2) 情報科目

授業科目名	単位数
情報リテラシー実践 I	2
情報リテラシー実践 IA	2
情報リテラシー実践 IB	2
情報リテラシー実践 IIA	2
情報リテラシー実践 IIB	2
情報リテラシー実践 IIC	2

(3) 言語科目

授業科目名	単位数
(第一群言語科目)	
実践英語 Ia	1
実践英語 Ib	1
実践英語 Ic	1
実践英語 Id	1
実践英語 IIa	1
実践英語 IIb	1
実践英語 IIc	1
実践英語 IId	1
(第二群言語科目)	
ドイツ語 I	4
ドイツ語 II	2
フランス語 I	4
フランス語 II	2
中国語 I	4
中国語 II	2
朝鮮語 I	4
朝鮮語 II	2
日本語 I	4
日本語 II	2
(第三群言語科目)	

ロシア語 I	4
ロシア語 II	2
スペイン語 I	4
スペイン語 II	2
イタリア語 I	4
イタリア語 II	2
アラビア語 I	4
アラビア語 II	2
ギリシャ語 I	4
ラテン語 I	4

(4) 理系共通基礎科目

授業科目名	単位数
(数理科学関係)	
微分積分 I	2
線形代数 I	2
微分積分 II	2
線形代数 II	2
微分積分 III	2
線形代数 III	2
解析入門 I	2
解析入門 II	2
確率統計	2
離散数学入門	2
応用数理情報概論 I	2
基礎微分積分	2
基礎線形代数	2
(物理学関係)	
教養基礎物理 I	2
教養基礎物理 II	2
初等物理 I	2
初等物理 II	2
専門基礎物理 I	2
専門基礎物理 II	2
物理学概説 I	2
物理学概説 II	2

物理通論 I	2
物理通論 II	2
物理学実験第一 (化学関係)	2
化学概説 I	2
化学概説 II	2
一般化学 I	2
一般化学 II	2
化学実験 (生命科学関係)	2
一般生物学 I	2
一般生物学 II	2
生物学実験入門 1	1
生物学実験入門 2	1
生物学概説 IA	2
生物学概説 IIA	2

(5) 保健体育科目

授業科目名	単位数
身体運動学	2
身体運動演習	2
※スポーツ実習	1

(注) 授業科目名の※印は内容の異なる場合は重ねて履修することができるものを示す。

(6) キャリア教育科目

授業科目名	単位数
キャリア形成	2
キャリア形成演習	2
学びのデザイン：理論と実践	2
現場体験型インターンシップ	2
国際交流概論	2

2 教養科目群

(1) 都市・社会・環境

授業科目名	単位数
アジア・アフリカ社会論	2
社会と福祉	2
生活と福祉	2
情報社会と法	2

日本国憲法	2
都庁の仕組みと仕事	2
官庁の仕組みと仕事	2
生態と環境	2
動物の生態と多様性	2
自然と社会と文化	2
電気エネルギーと環境	2
都市政策科学概論	2
地域環境の人文地理	2
都市空間の人文地理	2
都市の技術	2
エネルギー化学入門	2
環境調和化学入門	2
観光科学概論	2
社会と経営	2
特定社会活動	6
Tourism theories and practice	2
多摩の里山学	2

(2) 文化・芸術・歴史

授業科目名	単位数
社会意識と社会構造	2
心の哲学	2
西洋古典学 A	2
西洋古典学 B	2
都市の歴史	2
日本の歴史と社会・文化	2
西洋の歴史と社会・文化	2
アジアの歴史と社会・文化	2
文明と歴史	2
歴史学入門	2
考古学入門	2
日本語と日本文学 A	2
日本語と日本文学 B	2
アジアの言語と文化 A	2
アジアの言語と文化 B	2
英語圏の文化	2
ドイツ語圏の文化	2

フランス語圏の文化	2
文学概論	2
表象文化論基礎	2
植物の多様性と進化	2
進化生物学	2
科学史 B	2
日本語と社会と文化	2
※日本事情	2
Japanese Language and Society	2
The Japanese Language	2
Global Mindset	2
Intercultural Communication and Interaction	2

(注) 授業科目名の※印は内容の異なる場合は重ねて履修することができるものを示す。

(3) 生命・人間・健康

授業科目名	単位数
生活の心理学	2
心の科学	2
ことばの科学	2
生命を支える化学物質	2
現代社会・化学の役割	2
細胞の世界	2
ゲノム科学	2
神経生物学	2
人間生物学	2
先端生命化学入門	2
スポーツ・健康と脳科学	2
エクササイズ科学	2
健康スポーツ科学	2
健康の栄養学	2
行動生理学	2
食品とアレルギー	2
生活習慣病と栄養	2
認知と行動	2
生体機能調節学	2

(4) 科学・技術・産業

授業科目名	単位数
科学哲学	2
地球環境と人類の歴史	2
日本の産業と企業	2
現代物理学の考え方	2
素粒子から宇宙	2
科学史 A	2
宇宙地球物質の化学	2
現代分子科学	2
バイオテクノロジー	2
人工物のテクノロジー	2
大気と水の循環を学ぶ	2
大地の成り立ちを探る	2
自然災害と社会	2
ツーリズム産業論	2
生体と機械	2
デザインと生活	2

(5) 総合ゼミナール

授業科目名	単位数
総合ゼミナール	2

3 基盤科目群

(1) 人文科学領域

授業科目名	単位数
社会学 A	2
社会学 B	2
文化人類学 A	2
文化人類学 B	2
社会福祉学	2
心理学の基礎	2
心理学方法論	2
教育学	2
哲学 A	2
哲学 B	2
倫理学 A	2
倫理学 B	2
論理学 A	2

論理学 B	2
言語・思考・行為	2
人間・文化・社会	2

(2) 社会科学領域

授業科目名	単位数
民法入門	2
刑法入門	2
法学入門	2
政治理論入門	2
現代政治入門	2
入門マクロ経済学	2
入門ミクロ経済学	2
経済史・思想入門	2
経営学入門	2
会計学入門	2
統計学 I	2
統計学 II	2
デザインマネジメント概論	2

(3) 自然科学領域

授業科目名	単位数
数学の歴史	2
計算の理論	2
現代的教養のための確率統計	2
建築文化論	2
環境と建築	2
情報科学入門	2
エアフレームデザイン概論	2

(4) 健康科学領域

授業科目名	単位数
人間発達学	2
医療統計学	2
移動の人間工学	2
医療と情報	2
保健医療概論	2
リハビリテーション概論	2

4 国際交流科目群

(1) 英語により実施する科目

授業科目名	単位数
Experimental Photography	2
Contemporary Cultural Studies	2
Japanese Studies Seminar	2
Current Issues of Education in Japan	2
Cultural Psychology (A)	2
Cultural Psychology (B)	2
Introduction to Japanese Studies I	2
Introduction to Japanese Studies II	2
Understanding Japanese Culture I (A)	2
Understanding Japanese Culture I (B)	2
Understanding Japanese Culture II	2

(2) 日本語学習に関する科目

授業科目名	単位数
*基礎日本語 I (初級)	1
*基礎日本語 II (中級)	1
*基礎日本語 III (上級)	1

(3) 英語による個別研究指導

授業科目名	単位数
*短期留学生特別研究指導	2

(注) 授業科目名の*印は内容の異なる場合は重ねて履修することができるものを示す。

別表第4(第51条関係)

学部	学科	免許状取得資格		
		種類	教科	
人文社会学部	人間社会学科	中学校一種免許状	国語 社会	
		高等学校一種免許状	公民	
	人文学科	中学校一種免許状	国語	
			社会	
			英語	
			フランス語	
			ドイツ語	
			中国語	
		高等学校一種免許状	国語	
			公民	
	地理歴史	英語		
		フランス語		
		ドイツ語		
		中国語		
理学部		数理学科	中学校一種免許状	数学
			高等学校一種免許状	数学
	物理学科	中学校一種免許状	理科	
		高等学校一種免許状	理科	
	化学科	中学校一種免許状	理科	
		高等学校一種免許状	理科	
生命科学科	中学校一種免許状	理科		
	高等学校一種免許状	理科		
都市環境学部	都市基盤環境学科	高等学校一種免許状	工業	
	建築学科	高等学校一種免許状	工業	
	環境応用化学科	高等学校一種免許状	工業	
	観光科学科	中学校一種免許状	社会	
		高等学校一種免許状	地理歴史	
システムデザイン学部	情報科学科	高等学校一種免許状	情報	
健康福祉学部	看護学科	養護教諭一種免許状	—	

届出後に削除
(これ以外の変更
は設置計画履行状
況等調査報告書に
記載)

○公立大学法人首都大学東京教授会規則

(平成 17 年度法人規則第 8 号 制定 平成 17 年 4 月 1 日)

改正 平成 18 年 3 月 31 日 17 法人規則第 224 号 平成 19 年 3 月 30 日 18 法人規則第 36 号
平成 20 年 3 月 31 日 19 法人規則第 33 号 平成 21 年 3 月 31 日 20 法人規則第 40 号
平成 24 年 3 月 23 日 23 法人規則第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日 25 法人規則第 42 号
平成 27 年 3 月 30 日 26 法人規則第 47 号 一年一月一日法人規則第一号

(目的)

第 1 条 この規則は、公立大学法人首都大学東京が設置する大学の組織に置く教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 学部及び研究科のほか、学長が指定する次の各号に掲げる組織に教授会を置く。

- (1) 大学教育センター
- (2) 国際センター
- (3) オープンユニバーシティ
- (4) 学術情報基盤センター
- (5) 総合研究推進機構

(構成)

第 3 条 教授会は、当該組織の教授(主任教授を含む。)をもって構成する。

2 当該組織の長は、必要に応じ、当該組織の准教授、助教その他教職員を教授会の構成員に加えることができる。

(招集)

第 4 条 教授会は、当該組織の長が招集する。

2 当該組織の長は、全構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(議事)

第 5 条 教授会に議長を置き、当該組織の長をもって充てる。当該組織の長があらかじめ指名する構成員は、当該組織の長に事故があるときは、教授会の議長の職務を代理し、当該組織の長が欠けたときは、教授会の議長の職務を行う。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 教授会は、構成員の過半数をもって定足数とする。
- 4 教授会は、非公開とする。

(議決)

第 6 条 議長は、次条に規定する審議事項については、出席者の過半数の同意により教授会の意見を決することができる。ただし、採決の結果、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(審議事項)

第7条 教授会は、教育研究審議会の議を経て定められる基本方針に基づき、次に掲げる教育研究に関する事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関すること及び学位の授与に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項のうち、当該組織に係る事項
- (4) その他教育研究に関する重要な事項
(構成員以外の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、教授会の構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(議事録)

第9条 教授会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議事項を記入し、次回の教授会においてその確認を受ける。

2 議事録は、当該組織の長が保管し、構成員の要求があるときはこれを提示するものとする。

(代議員会)

第10条 学部長又は研究科長が必要と認めるときは、学部又は研究科の教授会に代議員会を置くことができる。

2 第7条各号のうち学部長又は研究科長が指定する事項に関して代議員会で決する事項は、教授会の決する事項とする。

3 代議員会は、学部長又は研究科長が指名した者をもって構成する。

4 前項により指名された者の任期は、2年とする。

5 第3条から第6条まで、第8条及び第9条の規定は、代議員会において準用する。

(庶務)

第11条 教授会の庶務は、学部、研究科及び系においては学務課、大学教育センターにおいては教務課、国際センターにおいては国際課、オープンユニバーシティにおいてはオープンユニバーシティ事務室、学術情報基盤センターにおいては学術情報基盤センター事務室、総合研究推進機構においてはURA室が行い、産業技術大学院大学の研究科においては、管理課が行う。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規則は、公立大学法人首都大学東京が設置する東京都立大学、東京都立科学技術大学及び東京都立保健科学大学(以下「旧大学」という。)の教授会において準用する。

- 3 旧大学の教授会の構成員は、当該大学の教員及び首都大学東京又は産業技術大学院大学の教員で当該大学の教員を兼務する教員とする。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日 17 法人規則第 224 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日 18 法人規則第 36 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日 19 法人規則第 33 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日 20 法人規則第 40 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日 23 法人規則第 51 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日 25 法人規則第 42 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日 26 法人規則第 47 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (平成 30 年 3 月 ●日 29 法人規則第●号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。